

兵庫県規則第55号

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（令和2年兵庫県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(取得の届出)

第2条 条例第9条第1項の規定による届出は、ボーガン取得届（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 連絡先の電話番号

(2) 取得したボーガンを保管する場所

(3) 取得したボーガンを専ら届出をする者以外の者に使用させる場合には、その者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号

(4) 届出をする者又は前号の者が未成年者である場合には、その保護者の氏名、住所及び連絡先の電話番号

(届出を要しない販売等の目的)

第3条 条例第9条第1項に規定する規則で定める目的は、ボーガンを取得した者又はボーガンを所有している者が当該ボーガンを使用することなく他の者に販売する目的とする。

(所有者に係る県内への転入の届出)

第4条 条例第9条第2項の規定による届出は、ボーガン所有者に係る県内転入届（様式第2号）により行わなければならない。

2 条例第9条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 連絡先の電話番号

(2) 所有するボーガンを保管する場所

(3) 所有するボーガンを専ら届出をする者以外の者に使用させる場合には、その者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号

(4) 届出をする者又は前号の者が未成年者である場合には、その保護者の氏名、住所及び連絡先の電話番号

(届出事項の変更の届出)

第5条 条例第9条第3項の規定による届出は、ボーガン届出事項の変更届（様式第3号）により行わなければならない。

(所有者に係る県外への転出の届出)

第6条 条例第9条第4項の規定による届出は、ボーガン所有者に係る県外転出届（様式第4号）により行わなければならない。

(譲渡、廃棄又は紛失の届出)

第7条 条例第9条第5項の規定による届出は、ボーガン譲渡・廃棄・紛失届（様式第5号）により行わなければならない。

(身分証明書)

第8条 条例第12条第3項に規定する証明書の様式は、様式第6号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 条例附則第2項の規定による届出は、条例施行時におけるボーガン所有届（様式第7号）により行わなければならない。
- 3 条例附則第2項第3号に規定する規則で定める事項は、第4条第2項各号に掲げる事項とする。
- 4 第5条及び様式第3号の規定は条例附則第3項の規定による届出について、第6条及び様式第4号の規定は条例附則第4項の規定による届出について、第7条及び様式第5号の規定は条例附則第5項の規定による届出について、それぞれ準用する。

ボーガン取得届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....  
氏名又は名称

.....  
電話（.....）.....番

ボーガンを取得しましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ボーガンを取得した日	年 月 日
取得したボーガンの型式又は品名	
取得したボーガンの弦の引き重量	ポンド（LBS）
取得したボーガンを保管する場所	
使用者	住 所
	氏名又は名称
	電 話 ( ) ー 番
届出者の保護者	住 所
	氏 名
	電 話 ( ) ー 番
使用者の保護者	住 所
	氏 名
	電 話 ( ) ー 番
備 考	

注1 使用者の欄は、取得したボーガンを専ら届出者以外の者に使用させる場合にのみ、記載してください。

2 届出者の保護者の欄は、届出者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

3 使用者の保護者の欄は、使用者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

ボーガン所有者に係る県内転入届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....  
氏名又は名称

.....  
電話（.....）.....番

新たに県の区域内に住所を有することとなりましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新たに県の区域内に住所を有することとなった日		年 月 日
所有するボーガンの型式又は品名		
所有するボーガンの弦の引き重量		ポンド（LBS）
所有するボーガンを保管する場所		
使 用 者	住 所	
	氏名又は名称	
	電 話	（.....）.....番
届出者の保護者	住 所	
	氏 名	
	電 話	（.....）.....番
使用者の保護者	住 所	
	氏 名	
	電 話	（.....）.....番
備 考		

注1 使用者の欄は、所有するボーガンを専ら届出者以外の者に使用させる場合にのみ、記載してください。

2 届出者の保護者の欄は、届出者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

3 使用者の保護者の欄は、使用者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

様式第3号（第5条関係）

ボーガン届出事項の変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....  
氏名又は名称

.....  
電話 (.....) ..... 番

ボーガンに係る届出事項に変更がありましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第3項又は附則第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有するボーガンの 型 式 又 は 品 名		
所有するボーガンの 弦 の 引 き 重 量		ポンド ( L B S )
変 更 事 項		<input type="checkbox"/> 届出者の氏名・名称・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 所有するボーガンを保管する場所 <input type="checkbox"/> 使用者の氏名・名称・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 届出者の保護者の氏名・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 使用者の保護者の氏名・住所・電話番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
備 考		

注 □については、該当する変更事項に「✓」を記入し、該当事項を○で囲んでください。

様式第4号（第6条関係）

ボーガン所有者に係る県外転出届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....  
氏名又は名称

.....  
電話（.....）.....番

住所を県の区域外に変更しましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例第9条第4項又は附則第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有するボーガンの型式又は品名	
所有するボーガンの弦の引き重量	ポンド（LBS）
住所を県外に変更した日	年 月 日
住所を県外に変更した後に 所有するボーガンを保管する場所	
備 考	

様式第5号（第7条関係）

ボーガン譲渡・廃棄・紛失届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....  
氏名又は名称

.....  
電話（.....）.....番

ボーガンを { 譲渡 / 廃棄 / 紛失 } しましたので、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例

第9条第5項又は附則第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡・廃棄・紛失をしたボーガンの型式又は品名	
譲渡・廃棄・紛失をしたボーガンの弦の引き重量	ポンド（LBS）
譲渡・廃棄・紛失をした日	年 月 日
備 考	

注 該当事由を○で囲んでください。

様式第6号（第8条関係）

（表面）

第 号	身分証明書
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（令和2年兵庫県条例第32号）第12条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明します。	
年 月 日	兵庫県知事 印

（裏面）

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（抜粋）  
（報告徴収及び立入調査）

第12条

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員に、使用者等がボーガンを使用し、若しくは保管する場所又は事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者



条例施行時におけるボーガン所有届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所

.....  
氏名又は名称

.....  
電話（.....）.....番

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の施行時（令和2年12月1日）にボーガンを所有していますので、同条例附則第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有するボーガンの型式又は品名		
所有するボーガンの弦の引き重量		ポンド（LBS）
所有するボーガンを保管する場所		
使 用 者	住 所	
	氏名又は名称	
	電 話	（.....）.....番
届出者の保護者	住 所	
	氏 名	
	電 話	（.....）.....番
使用者の保護者	住 所	
	氏 名	
	電 話	（.....）.....番
備 考		

注1 使用者の欄は、所有するボーガンを専ら届出者以外の者に使用させる場合にのみ、記載してください。

2 届出者の保護者の欄は、届出者が未成年者である場合にのみ、記載してください。

3 使用者の保護者の欄は、使用者が未成年者である場合にのみ、記載してください。